

## 業務再点検結果報告

部署名	農村振興局農村政策部都市農村交流課
部署の業務内容	農林漁業の体験その他の農山漁村と都市との地域間交流を中心に、これに関連する市民農園整備、農村への定住に向けた条件整備等の事務

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	新規事業に関する各種説明会や全国各地でのシンポジウム等の開催、施策や調査結果に関する各種パンフレット配布や省ホームページでの紹介、重要事項に関するプレスリリースによる公表等により、業務内容について国民への周知に努めている。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	昨年3月に作成した「農山漁村の郷土料理百選」パンフレットは国民からの配布希望が1万部を超えたほか、同月の「立ち上がる農山漁村」有識者会議や昨年5月の「子ども農山漁村交流プロジェクト」発足記念シンポジウム等は新聞・テレビ各社を通じて報道され、国民からも農林水産省の取組を評価する声が直接・間接に寄せられるなど、一定の評価を受けていると考える。
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	○	昨年4月、民間団体による都市農村交流に関する補助事業について、ある実施主体が適正に補助金を使用していないのではないかとの指摘を新聞記者より受けたが、事実関係の確認などの対応に迅速性が欠け、同記者より当方の対応を不服とする指摘あり。そのため、即刻本省および当該農政局担当者に関係法令に則った厳正な対応策を検討させ、現在は補助金適化法の手続きに沿って事実関係を調査中。  苦情や要請があった場合は、内容に応じ担当から課長、関連部署に報告。関連法令や前例等に照らして妥当性と公平性に配慮して対応している。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	

基本的な視点	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	<p>政策については、パンフレットの作成や農林水産省ホームページによる情報提供、関係者へ説明を行っている。</p> <p>シンポジウムや交流会の開催のほか、「立ち上がる農山漁村」において選定した農村活性化の先駆的事例の代表者をメンバーとするメーリングリストを開設しており、農村活性化に関する情報と意見の交換を行っている。また、大学や各種団体からの政策に関する講演・講義依頼を積極的に引き受け、来場者と意見交換を行っている。</p> <p>政策検討に当たっては、これらの成果を踏まえ有識者による研究会等を開催し、政策目的や政策効果の説明を含め、その検討経緯および結果を公表し、政策に反映させている。</p> <p>国民各層まで浸透しているかどうかは不明であるが、少なくとも、交流会等におけるアンケート等では取組を評価する声は多い。</p>
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見ても、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	農業移住者対策	
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○		
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×		

項 目		対応	点 検 結 果 の 概 要	
食の安全業務 についての点 検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の 見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか(産業振興サイドに偏っていないといえるか)。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか(問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか)。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか(根拠のない判断をしていないか)	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか(根拠のない判断をしていないか)。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者(マスコミ、消費者、他省庁等)から、点検対象とした食の安全業務と他の部署(省内、省外を問わず)が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の 確認	食の安全に関する業務でないと言われているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	○	都市農村交流においては、「食」も交流に活用しうる地域資源であり、当課業務でも「食アメニティコンテスト」や「農山漁村の郷土料理百選」の実施などで各地の郷土料理等の紹介を通じて、食に対する関心を高め、食の安全にプラスの影響を及ぼしている。	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	<p>・「農山漁村の郷土料理百選」への意見  農水省パンフレット、HPに対する意見  農林水産省HPに掲載した料理名の表示や内容の解説についての指摘／意見が数例あった。(ex.鳥取県選定の「あごのやき」は、島根県での呼び方であり、鳥取県では通常「あごちくは」の名称で呼ばれているのではないか)</p>	/	<p>事実関係を確認し追記・修正が必要なものについてはパンフレット作成時にそれらの内容を反映させるとともに、WEBサイトにおいても適宜内容の修正を図った。  併せて、質問者に対してその対応状況について回答した。</p>
	<p>・農林水産省のモニターから、補助事業の事務手続きの簡素化や事業制度の見直し等について要望があった。</p>	/	<p>事務手続きの簡素化プロジェクトチームの取組に合わせて検討を行い、提出書類の削除など事務手続きの軽減を実施した。</p>
		/	